

生	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			
(令和4年11月30日まで有効)			

生 企 第 1 8 7 号

(人 安)

令 和 4 年 1 0 月 2 1 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

令和4年度「子供・若者育成支援推進強調月間」における各種取組の推進について見出しの件については、「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「大綱」という。）において、毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」（以下「月間」という。）と設定し、大綱に基づく取組を国民運動として総合的に展開する契機とされているところである。

については、月間の趣旨を踏まえ、「「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について」（平成4年5月27日付け生企第74号）に基づく取組、「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について」（令和3年6月16日付け少安第116号）に基づく取組、非行少年を生まない社会づくり、学校におけるいじめ問題や児童虐待への的確な対応、子供の安全の確保のための取組、ストーカー対策等の各種取組を各警察署の実情に応じて推進されたい。

なお、11月は、警察庁広報重点として「子供の性被害撲滅」及び「児童虐待防止対策の推進」と設定していることから、警察庁のウェブサイトに掲載されている子供の性被害防止用ポスター及び被害防止用漫画等を効果的に活用するなど、各広報啓発活動に特段の配慮をするとともに、予定されている子供・若者に関連する行事等を「子供・若者育成支援推進強調月間関連事業」と位置付けて実施するなど、効果的に取組を推進されたい。

また、月間に係る効果的な取組事例等については、その都度、担当係に対し申報等により報告されたい。

担当 生活安全企画課少年対策係
少年事件係
人身安全対策課人身安全対策第一係
人身安全対策第二係